



事業再構築補助金 ＜第13回公募 応募申請の概要＞

2025年3月

—事業再構築補助金 事務局—

お手元に「**公募要領**」をご用意ください
事業再構築補助金ポータルサイト 右上の  **公募要領** より、ダウンロード可能です
(公募要領リンク先) <https://jigyou-saikouchiku.go.jp/koubo.html>

ご案内

第13回公募 応募申請の概要

01.はじめに

02.事業類型の概要

03.補助事業実施期間



01.はじめに

応募申請は**申請者自身**がその内容を理解し、
確認の上、申請者自身が申請してください

補助事業の目的

ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために
思い切った事業再構築に意欲を有する**中小企業等の**
挑戦を支援することで



日本経済の構造転換を促すことが目的です

申請スケジュール

第13回公募申請スケジュール

公募期間	令和7年1月10日（金） ～令和7年3月26日（水） 18:00
補助金交付候補者の 採択発表	令和7年6月下旬 ～7月上旬頃（予定）
応募申請方法	電子申請のみの受付 ※書面（紙）での申請は不可

各種申請・承認の手続

電子申請システムのご利用には、GビズIDプライムアカウントが必要です



【GビズIDプライムアカウント取得】

①「GビズID」で検索

② GビズIDホームページから

「GビズIDを作成」をクリック

※ **1週間程度**時間を要する点にご注意ください

GビズIDヘルプデスク：0570-023-797

【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

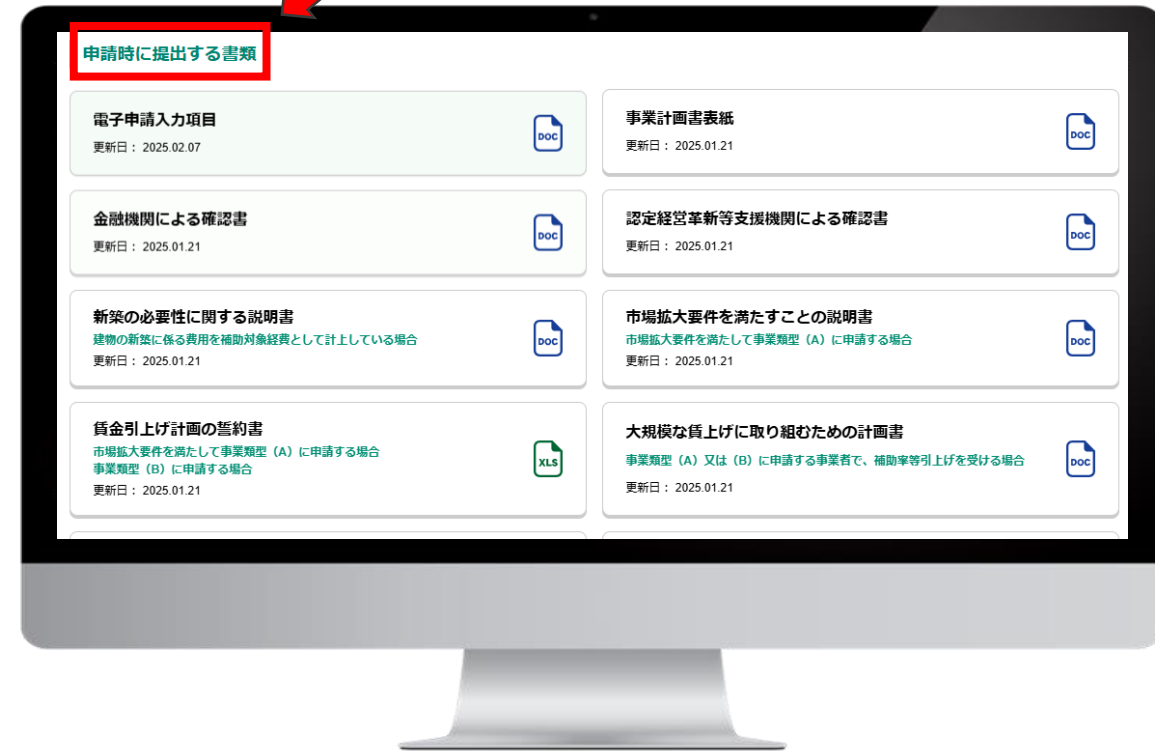
各種申請・承認の手続

応募申請用資料は、事業再構築補助金ポータルサイトの
「応募される方」＞「応募申請」＞「必要書類」の
「申請時に提出する書類」からダウンロードできます

「応募される方」クリック時画面



「必要書類」クリック時画面



補助事業の流れ（全体イメージ）



黒字：事業者
赤字：事務局

複数の審査で補助対象経費を精査

応募申請時の
計上金額

例



必要書類／証憑の
有無、内容確認



申請された経費
の適切性審査



事業実施期間の
妥当性確認

補助金交付額
の決定

補助対象として認められない経費を計上している場合、応募時に計上された金額から**大幅に減額される場合**がありますので、ご注意ください

応募審査について

補助金交付候補者として採択されるためには、**合理的で説得力のある事業計画を必ず事業者自身で策定**してください

【書面審査の項目】

- 補助対象事業としての適格性、新規事業の有望度、事業の実現可能性、公的補助の必要性、過剰投資の抑制等を審査します

【口頭審査】

- 一定の審査基準を満たした事業者の中から必要に応じて、オンラインによる口頭審査を実施します
- 事業計画について、事業の適格性、優位性、実現可能性、継続可能性等の観点について審査します

補助対象者

本事業の補助対象者は、下記のとおりです

対象となる事業者

中小企業者

「中小企業者等」に
含まれる「中小企業者」
以外の法人

中堅企業等

補助対象者

ただし①～④に該当する事業者は補助対象となりません

- ①経済産業省又は中小企業庁から補助金等指定停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者
- ②経済産業省又は中小企業庁が所管する補助金又は給付金等において、過去に不正を行った者及びその者が代表を務める法人若しくは実質的に支配する法人
- ③公募開始日から遡って直近5年以内に、補助事業に関連する法令違反があった事業者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある事業者

補助対象者（みなし大企業）

みなし大企業とは

①～⑤の、いずれかに該当する中小企業者等は、**大企業**として、
⑥に該当する企業は**中堅企業**として扱います

①発行済株式の総数又は
出資価格の総額の
**1/2以上を
同一の大企業が所有**

②発行済株式の総数又は
出資価格の総額の
2/3以上を大企業が所有

③大企業の役員又は
職員を兼ねている者が
**役員総数の1/2以上
を占める**

④発行済株式の総数又は
出資価格の総額を
**①～③に該当する
中小企業者が所有**

⑤①～③に該当する
中小企業者の役員又は
職員を兼ねている者が
役員総数の全てを占める

中堅企業として扱う

⑥応募申請時点において、
確定している（申告済みの）
直近過去3年分の各年又は
各事業年度の**課税所得の
年平均額が15億円を超える**

※「大企業」とされている部分が「中堅企業」である場合には、みなし中堅企業の扱いとなります

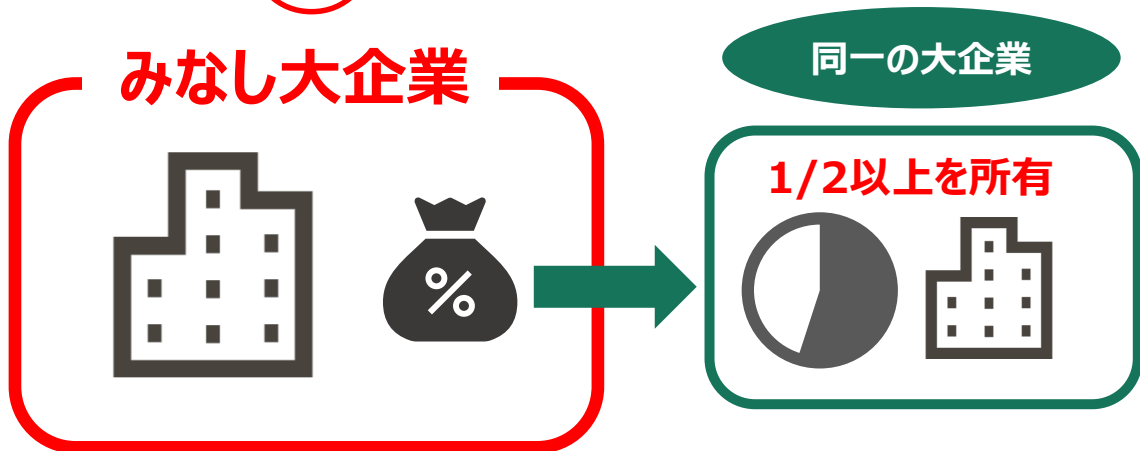
補助対象者（みなし大企業）

みなし大企業とは

①②に該当する中小企業者等は、大企業とみなします（みなし大企業）

①

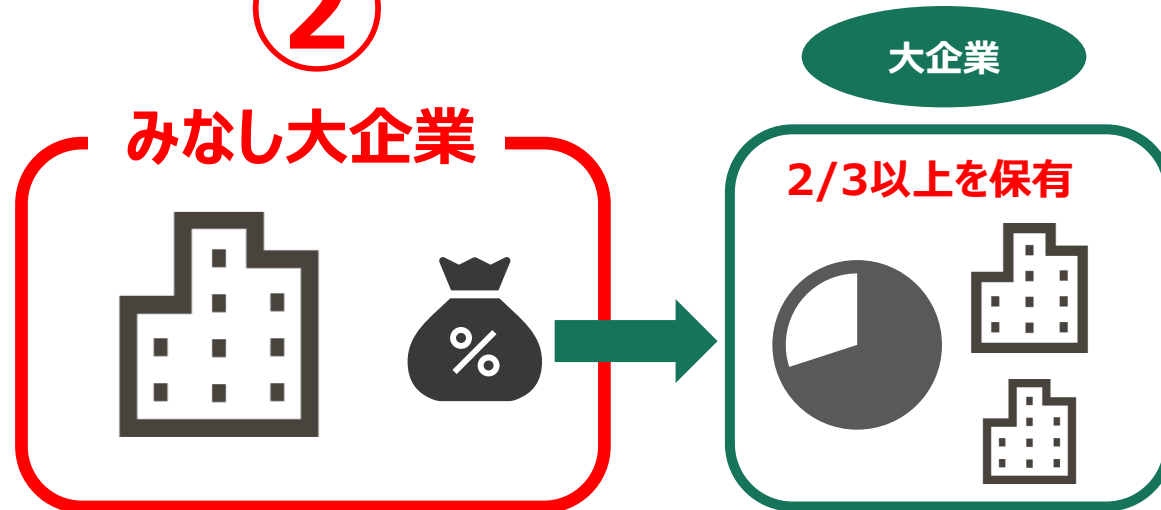
みなし大企業



発行済株式の総数又は
出資価格の総額の**1/2以上を**
同一の大企業が所有

②

みなし大企業



発行済株式の総数又は
出資価格の総額の**2/3以上を**
大企業が保有

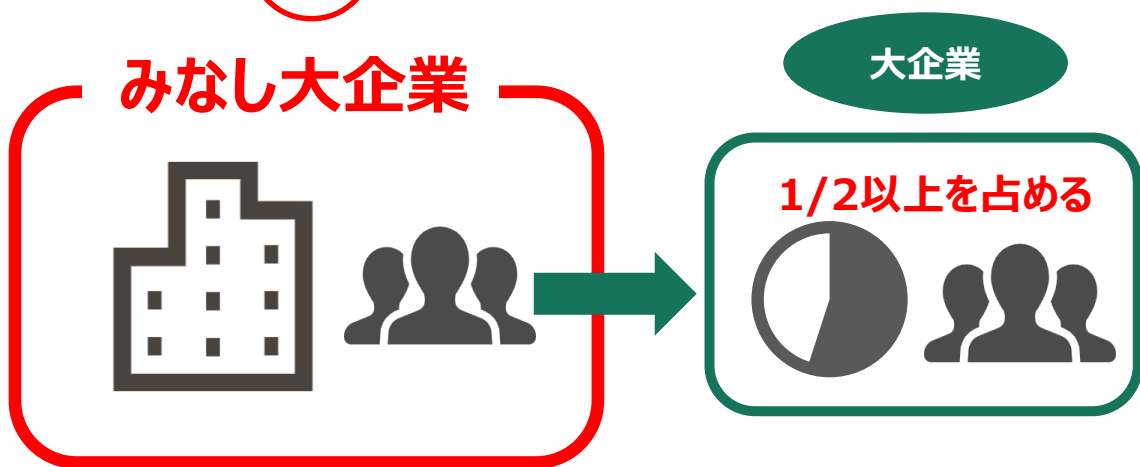
補助対象者（みなし大企業）

みなし大企業とは

③④に該当する中小企業者等は、大企業とみなします（みなし大企業）

③

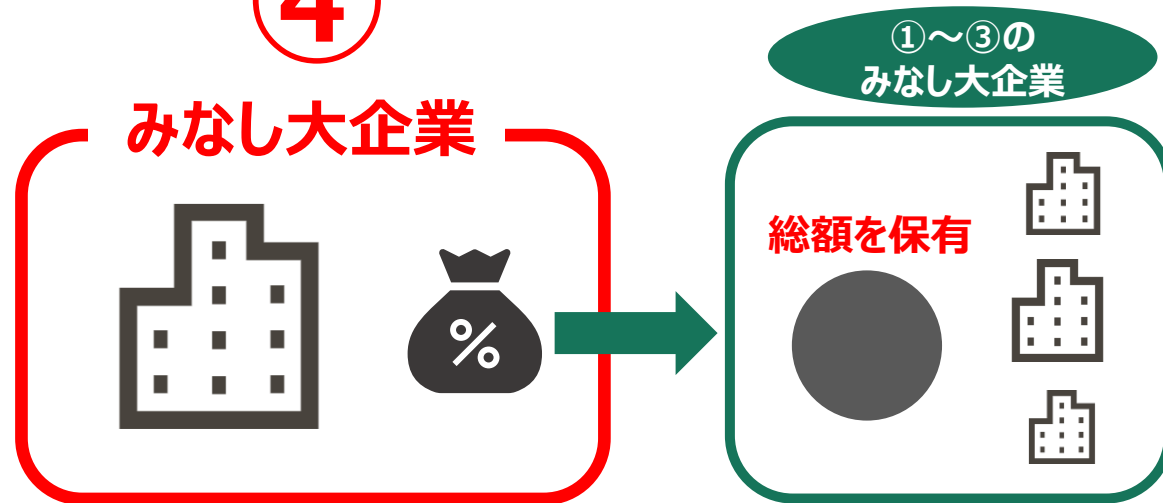
みなし大企業



大企業の役員又は職員を
兼ねている者が**役員総数の**
1/2以上を占める

④

みなし大企業



発行済株式の**総数**又は
出資価格の**総額**を
①～③のみなし大企業が保有

補助対象者（みなし大企業）

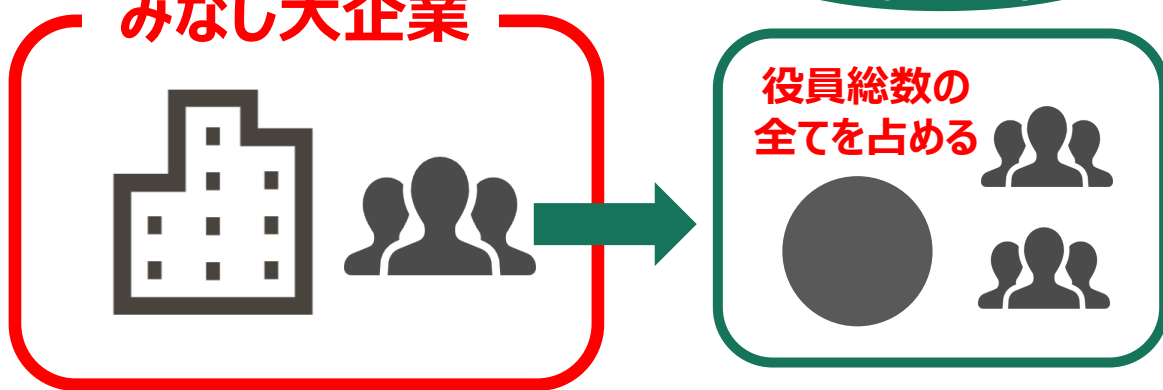
みなし大企業とは

⑤に該当する中小企業者等は、大企業（みなし大企業）

⑥に該当する中小企業者等は、中堅企業として扱います

⑤

みなし大企業



①～③のみなし大企業の
役員又は職員を兼ねている者が
役員総数の全てを占めている

⑥

中堅企業



応募申請時点において、確定している
（申告済みの）直近過去3年分の
各年又は各事業年度の**課税所得の**
年平均額が15億円を超える

補助対象者（みなし同一法人）

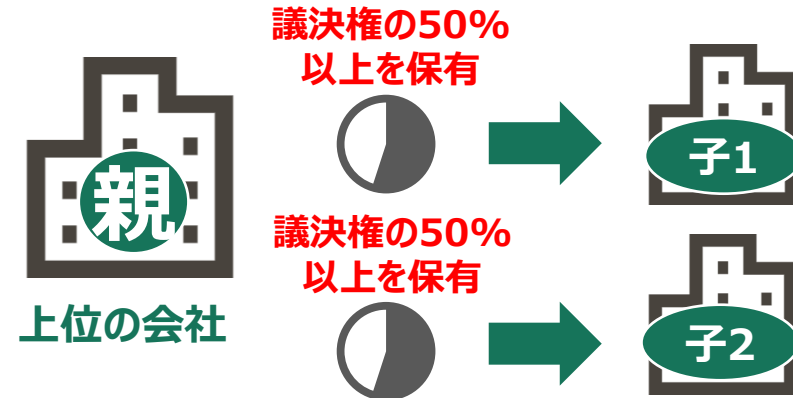
みなし同一法人

①～④、いずれの場合も申請できるのは**いずれか一社のみ**

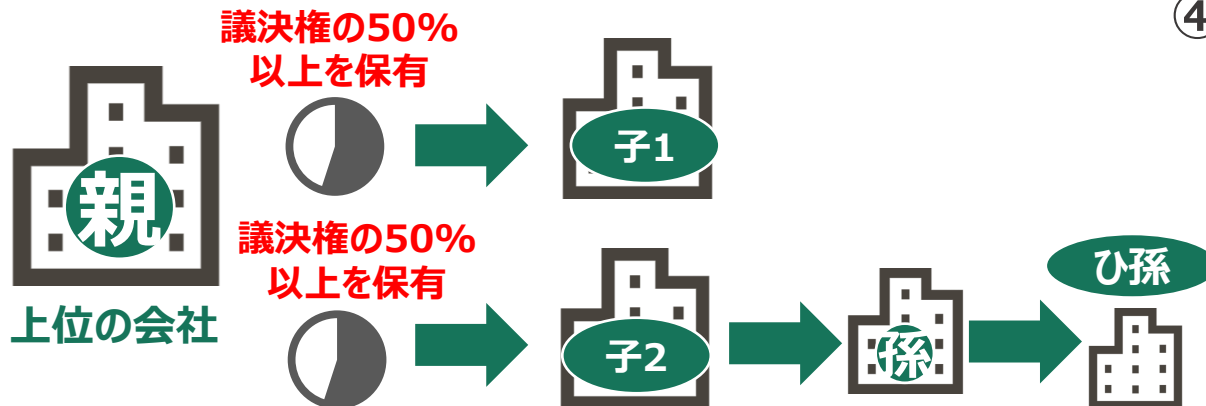
① 上位の会社が議決権の50%以上を保有



② 上位の会社が議決権の50%以上を保有（複数存在）



③ 上位の会社が議決権の50%以上を保有（孫、ひ孫等にも展開）



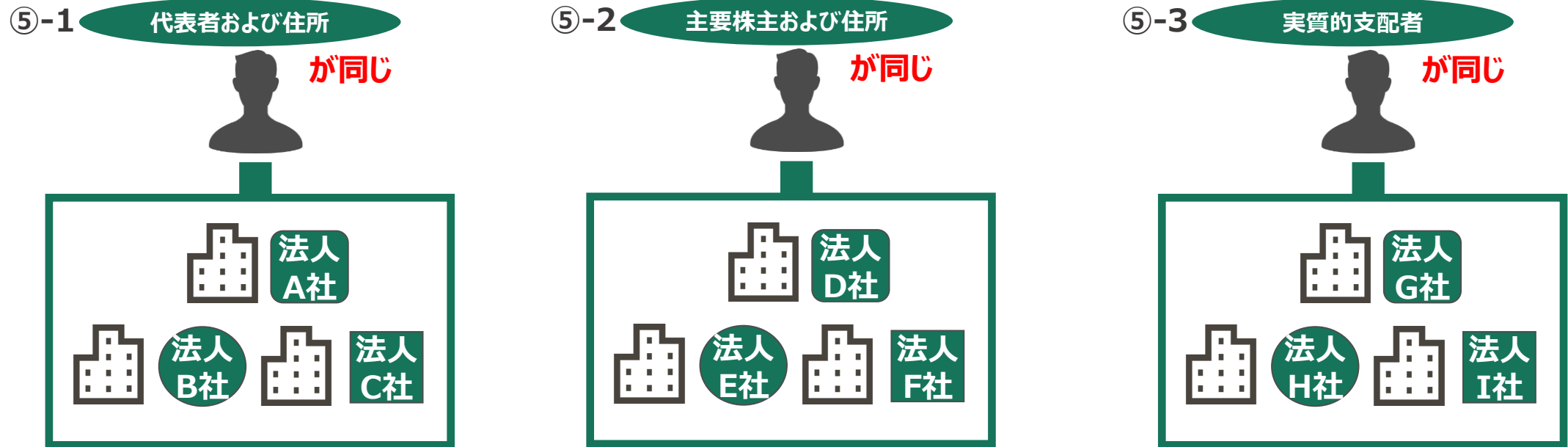
④ 個人が複数の会社、それぞれの議決権を50%以上を保有



補助対象者（みなし同一法人）

みなし同一法人

⑤-1、⑤-2、⑤-3の場合も申請できるのは**いずれか一社のみ**



※1 みなし同一法人の判定にあたっては、配偶者・親子及びその他生計を同一にしている者はすべて同一として取り扱います

※2 補助金を受け取ることを目的に、主要株主や出資比率を変更し、申請することも認められません

連携体申請についての注意点

連携体申請についての注意点

A社



交付決定、
補助事業実施

B社



交付決定、
補助事業実施

C社



交付決定、
補助事業実施

**すべてのプロセスを
すべての事業者が
個々に実施してください**

連携体の一部事業者が廃止する場合は
代替事業者を立てる必要があります



代替事業者を
立てた場合

ただし代替事業者は
補助金を受けることは
できません
(交付決定を受けていない為)

代替事業者を
立てられない場合

**連携体の全事業者が
交付決定取消し
となります**

補助事業の留意事項

採択 = 補助金交付の候補者としての採択です

応募申請時に計上された金額の
すべてが補助対象として認められた
というわけではありません

各種申請・承認の手続きの注意点

**必ず、申請者自身がその内容を理解し、確認の上、
申請者自身が申請してください**



**作成支援者や外部支援者が登録・申請を
行うことは認められません**



02.事業類型の概要

事業類型および各枠の概要

事業類型枠、上乘せ措置

類型	補助上限額	補助率
成長分野進出枠 (通常類型)	【中小企業者等】、【中堅企業等】ともに 6,000万円（7,000万円） ※（）内は短期に大規模な賃上げを行う場合	【中小企業者等】 1/2（2/3） 【中堅企業等】 1/3（1/2） ※（）内は短期に大規模な 賃上げを行う場合
成長分野進出枠 (GX進出類型)	【中小企業者等】 8,000万円（1億円） 【中堅企業等】 1億円（1.5億円） ※（）内は短期に大規模な賃上げを行う場合	
コロナ回復加速化枠 (通常類型)	※第13回では本枠の公募はありません	
コロナ回復加速化枠 (最低賃金類型)	【中小企業者等】、【中堅企業等】ともに 1,500万円	【中小企業者等】 3/4（2/3） 【中堅企業等】 2/3（1/2） ※（）内はコロナ借換要件を満たさない場合
上乘せ措置	補助上限額	補助率
卒業促進上乘せ措置	各事業類型の補助上限額に準ずる	【中小企業者等】 1/2 【中堅企業等】 1/3
中長期大規模賃金引上 促進上乘せ措置	3,000万円	

全枠共通の要件

全枠共通の要件

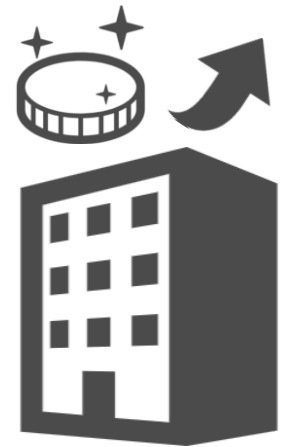
補助金交付候補者として採択されるには、類型に関わらない
全枠共通の要件①～③と 類型ごとに異なる要件について、
すべて満たしている必要があります



①事業再構築要件



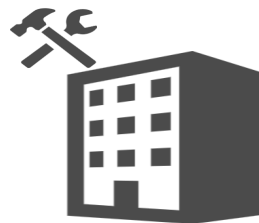
②金融機関要件



③付加価値額要件

①事業再構築要件

①事業再構築要件



「事業再構築の類型」i～ivに定められた要件を満たす
(i～ivのいずれか) 計画である必要があります

i.新市場進出

主たる事業を変えず
新たな市場へ進出

ii.事業転換

主たる業種を変えず
主たる事業を変更

iii.業種転換

新たな製品/サービスで
主たる業種を変更

iv.事業再編

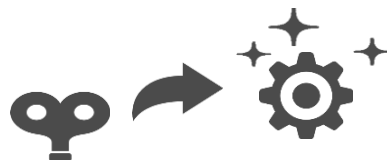
組織再編行為等と
i～iiiいずれかを行う

①事業再構築要件

i .新市場進出（新分野展開、業態転換）

該当要件（1）～（3）の、いずれも満たす必要があります

該当要件（1）



製造する製品、提供する商品・サービス
又は提供方法が**新規性を有する**

該当要件（2）



製造する製品又は提供する商品・
サービスの属する市場が、**新たな市場**である

該当要件（3）



（3-1）、（3-2）の**いずれか**を満たす必要があります

（3-1） 新たな製品の売上高が**総売上高の10%以上又は付加価値額の15%以上を占める**

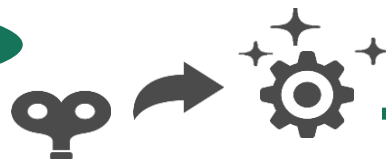
（3-2） 直近の事業年度売上高が10億円以上かつ新規事業を行う部門の売上高が
3億円以上の場合、新規事業の売上高が**当該事業部門の売上高の10%以上又は
付加価値額の15%以上を占める**

①事業再構築要件

ii.事業転換

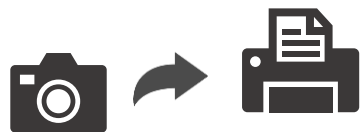
該当要件（1）～（3）の、いずれも満たす必要があります

該当要件（1）



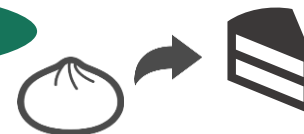
製造する製品、提供する商品・サービス
又は提供方法が**新規性を有する**

該当要件（2）



製造する製品又は提供する商品・
サービスの属する市場が、**新たな市場**である

該当要件（3）



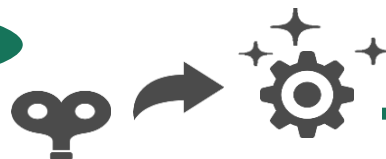
売上高構成比で**最も高い事業**
事業前後で主要な事業を
細から中分類レベルで**変更**

①事業再構築要件

iii.業種転換

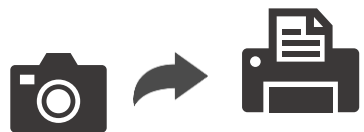
該当要件（1）～（3）の、いずれも満たす必要があります

該当要件（1）



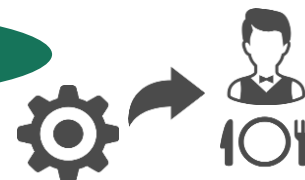
製造する製品、提供する商品・サービス
又は提供方法が**新規性を有する**

該当要件（2）



製造する製品又は提供する商品・
サービスの属する市場が、**新たな市場**である

該当要件（3）



売上高構成比で**最も高い業種**
事業前後で主要な事業を
大分類レベルで変更

①事業再構築要件

iv.事業再編

組織再編行為等を行う

- 合併
- 会社分割
- 株式交換
- 株式移転
- 事業譲渡



以下のいずれかを行う

- 新市場進出
(新分野展開、業態転換)
- 事業転換
- 業種転換

上記組み合わせを満たしている事業計画を示すことが必要です

②金融機関要件

②金融機関要件



**事業計画について金融機関等又は認定経営革新等
支援機関の確認を受けている必要があります**

※補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、
資金提供元の金融機関等から、事業計画の確認を受けてください

③付加価値額要件

③付加価値額要件



補助事業終了後3～5年で以下を達成する見込みの事業計画を策定



付加価値額の

年平均成長率3.0～4.0%以上増加

※事業類型ごとに異なります

又は



従業員一人当たり付加価値額の

年平均成長率3.0～4.0%以上増加

※事業類型ごとに異なります

付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの
(付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費)

成長分野進出枠（通常類型）

成長分野進出枠（通常類型）の概要

**ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な
事業再構築にこれから取り組む事業者や、
国内市場縮小等の構造的な課題に直面している
業種・業態の事業者が取り組む事業再構築を支援**

成長分野進出枠（通常類型）

成長分野進出枠（通常類型）の概要

従業員規模	補助上限額	補助率
20人以下	1,500万円（2,000万円）	【中小企業者等】 1/2（2/3） 【中堅企業等】 1/3（1/2） ※（）内は短期に大規模な賃上げを行う場合
21～50人	3,000万円（4,000万円）	
51～100人	4,000万円（5,000万円）	
101人以上	6,000万円（7,000万円）	

※ 補助上限額、補助率いずれの場合も、（）内は、短期に大規模な賃上げを行う場合
追加の要件として、補助事業終了時点において、①と②の両方を達成することが必要です

①事業場内最低賃金を年額45円以上増加させること

②給与支給総額を年平均6%以上増加させること

成長分野進出枠（通常類型）

成長分野進出枠（通常類型）の要件

共通の要件に加え、（a）又は（b）の要件を満たすこと

※（a）、（b）の要件は次ページ以降に記載

【共通の要件】

- ①事業再構築要件
- ②金融機関要件
- ③付加価値額要件

（付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年平均成長率**4.0%以上**増加）

成長分野進出枠（通常類型）

成長分野進出枠（通常類型）の要件

(a) 給与総額増加要件および市場拡大要件：

下に示した給与総額増加要件と市場拡大要件の**両方を満たすこと**

※給与総額増加要件を満たさなかった場合には補助金・補助率
引上げ分の金額について、返還が必要です

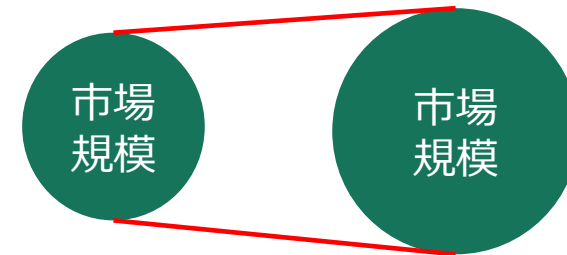
給与総額増加要件



- 事業終了後3～5年で給与支給総額を年平均成長率2%以上増加

かつ

市場拡大要件



- 取り組む事業が過去～今後のいずれか10年で市場規模が10%以上拡大する業種・業態

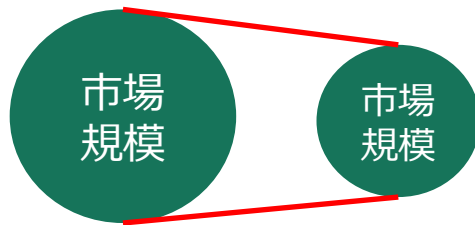
成長分野進出枠（通常類型）

成長分野進出枠（通常類型）の要件

(b) 市場縮小要件：

下に示した**市場縮小要件①**又は**②**を満たすこと

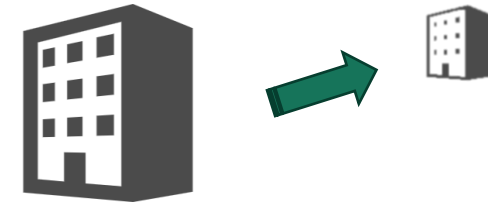
市場縮小要件①



- 現在の主たる事業が、過去～今後のいずれか**10年**で市場規模が**10%以上**縮小する**業種・業態**
- 上記業種・業態とは別の業種・業態で新事業を実施する

又は

市場縮小要件②



- 基幹大企業撤退で市町村内**総生産の10%以上**が失われる**地域**である
- 当該基幹大企業との**直接取引額が売上高の10%以上**を占める**事業者**

成長分野進出枠（GX進出類型）

成長分野進出枠（GX進出類型）の概要

ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」
14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う
事業者の事業再構築を支援

成長分野進出枠（GX進出類型）

成長分野進出枠（GX進出類型）の概要

	従業員規模	補助上限額	補助率
中小企業	20人以下	3,000万円（4,000万円）	【中小企業者等】 1/2（2/3） 【中堅企業等】 1/3（1/2） ※（）内は短期に大規模な賃上げを行う場合
	21～50人	5,000万円（6,000万円）	
	51～100人	7,000万円（8,000万円）	
	101人以上	8,000万円（1億円）	
中堅企業	—	1億円（1.5億円）	

※ 補助上限額、補助率いずれの場合も、（）内は、短期に大規模な賃上げを行う場合
追加の要件として、補助事業終了時点において、①と②の両方を達成することが必要です

① 事業場内最低賃金を年額45円以上増加させること

② 給与支給総額を年平均6%以上増加させること

成長分野進出枠（GX進出類型）

成長分野進出枠（GX進出類型）の要件

共通の要件に加え、（a）および（b）の要件を満たすこと

※（a）、（b）の要件は次ページ以降に記載

【共通の要件】

- ①事業再構築要件
- ②金融機関要件
- ③付加価値額要件

（付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年平均成長率**4.0%以上**増加）

成長分野進出枠（GX進出類型）

成長分野進出枠（GX進出類型）の要件

（a）給与総額増加要件：

下にした**給与総額増加要件**を満たすこと

※要件を満たさなかった場合には補助金・補助率
引上げ分の金額について、返還が必要です

給与総額増加要件



- 事業終了後3～5年で給与支給総額を
年平均成長率2%以上増加

成長分野進出枠（GX進出類型）

成長分野進出枠（GX進出類型）の要件

（b） GX進出要件：

下に示した**GX進出要件**を満たすこと

「実行計画」14分野

GX進出要件

- グリーン成長戦略「実行計画」
14分野に掲げられた課題の
解決に資する取組であること

エネルギー関連産業



洋上風力・太陽光・
地熱



水素・燃料アンモニ
ア



次世代熱エネルギー



原子力

輸送・製造関連産業



自動車・蓄電池



半導体・情報通信



船舶



物流・人流・土木イ
ンフラ



食料・農林水産業



航空機



カーボンリサイク
ル・マテリアル

家庭・オフィス関連産業



住宅・建築物・次世
代電力マネジメント



資源循環関連



ライフスタイル関連

コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）

コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）の概要

コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を支援

コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）

コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）の概要

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	500万円	【中小企業者等】 3/4（2/3） 【中堅企業等】 2/3（1/2） ※（）内は、コロナ借換要件を満たさない場合
6～20人	1,000万円	
21人以上	1,500万円	

コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）

コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）の要件

共通の要件に加え、（a）、（b）の要件を満たすこと
ただし（a）の要件は任意とする

※（a）、（b）の要件は次ページ以降に記載

【共通の要件】

- ①事業再構築要件
- ②金融機関要件
- ③付加価値額要件

（付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年平均成長率**3.0%以上**増加）

コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）

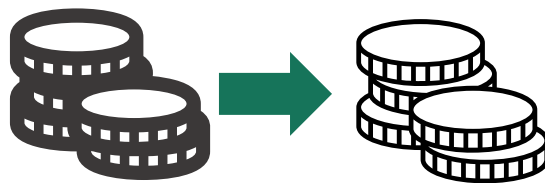
コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）の要件

(a) コロナ借換要件：

コロナ借換保証等で既往債務を借り換えていること

※任意の要件 ただし満たさない場合は補助率が引き下がります

コロナ借換要件



- 応募申請時においてコロナ借換保証等で
既往債務を借り換えていること

完済している場合は
対象外となります

コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）

コロナ回復加速化枠（最低賃金類型）の要件

（b）最低賃金要件：

下に示した**最低賃金要件**を満たすこと

最低賃金要件



- 2023年10月から2024年9月までの間で、**3か月以上最低賃金+50円以内**で雇用している従業員が**全従業員数の10%以上**いること

卒業促進上乗せ措置

卒業促進上乗せ措置の概要

各事業類型の補助事業を通して、中小企業等から
中堅企業等に成長する事業者に対する上乗せ支援

上乗せ措置	補助上限額	補助率
卒業促進上乗せ措置	各事業類型の補助上限額に準ずる	【中小企業者等】 1/2 【中堅企業等】 1/3

卒業促進上乗せ措置

卒業促進上乗せ措置の要件

- いずれかの事業類型と同時に申請することが必要です
ただし両方の上乗せ措置への申請はできません
- 補助事業終了後3～5年の間で**中小企業・特定事業者・中堅企業の規模から卒業する**必要があります（卒業要件）

（両方の上乗せ措置における注意事項）

- ※要件達成後、**実績報告を提出**いただき、その確認をもって**補助金を支払**います
- ※事業計画が変更になった場合（計画変更の承認を受けたものを除く）
又は**実施困難**となった場合は、**採択取消又は交付決定取消**となります

中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置

中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置の概要

各事業類型の補助事業を通して、大規模な賃上げに取り組む事業者に対する上乗せ支援

上乗せ措置	補助上限額	補助率
中長期大規模賃金引上 促進上乗せ措置	3,000万円	【中小企業者等】 1/2 【中堅企業等】 1/3

中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置

中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置の要件

- いずれかの事業類型と同時に申請することが必要です
ただし両方の上乗せ措置への申請はできません
- 補助事業終了後3～5年の間、事業場内最低賃金を
年額45円以上の水準で引き上げる必要があります
(賃金引上要件)
- 補助事業終了後3～5年の間、従業員数を**年平均成長率
1.5%以上増員**させる必要があります
(従業員増員要件)

複数の事業者が連携する場合、組合特例

複数の事業者が連携する場合、組合特例

【複数の事業者が連携する場合】

- **最大20者**まで連携することが可能です

詳しくは公募要領でご確認ください

【組合特例】

- 対象組合員の**従業員数に応じた補助金額の積み上げ**が可能です

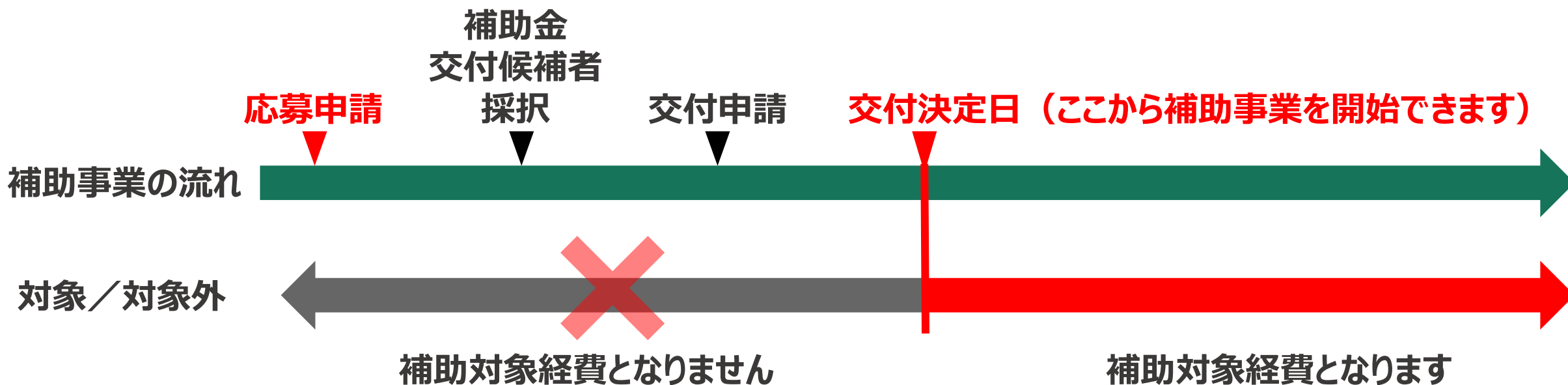
詳しくは公募要領でご確認ください



03.補助事業実施期間

補助事業実施期間

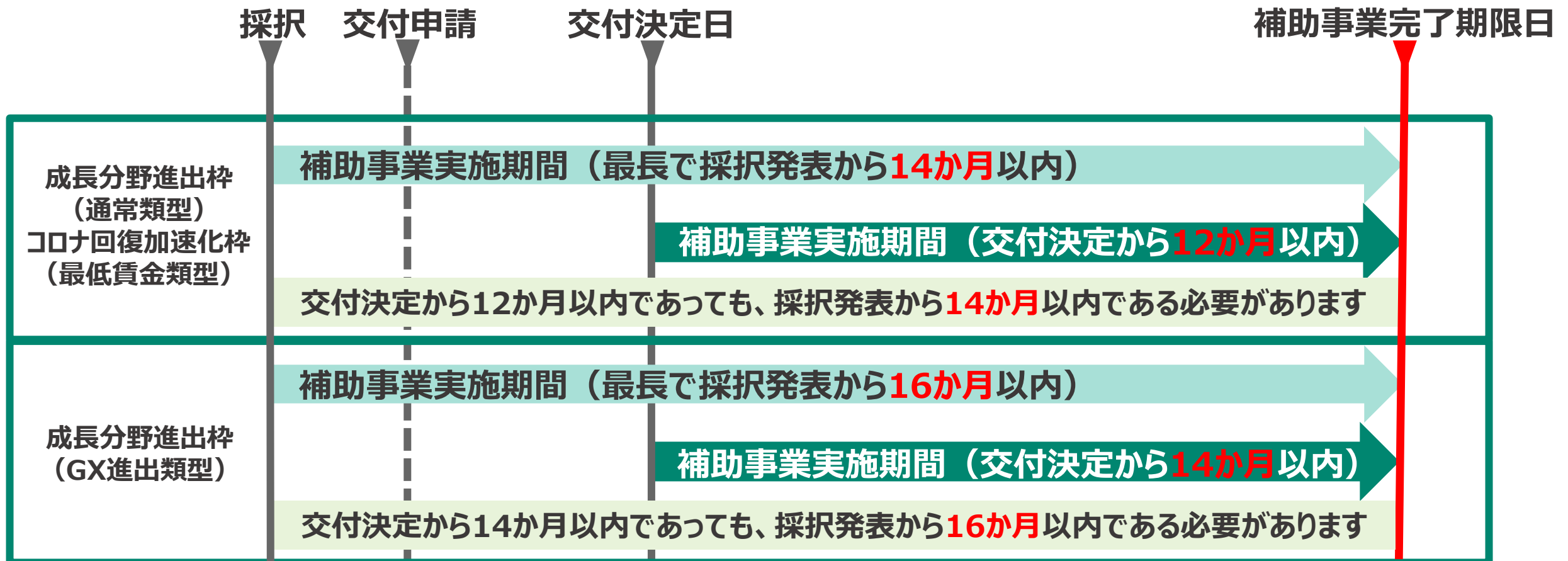
補助事業を開始出来るのは交付決定日からです
交付決定前に着手した経費は補助対象経費とはなりません
第13回公募では、事前着手はいかなる理由であっても
一切認められません



補助事業実施期間

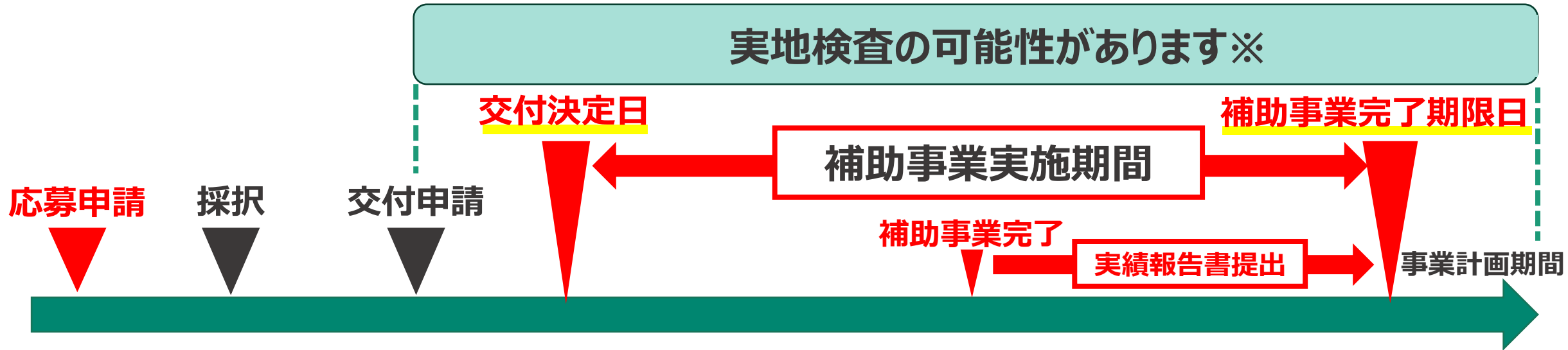
交付決定日から下記の期間が補助事業実施期間となります

交付決定日前に着手した経費、補助事業完了期限日を超える経費は補助対象外となります
事前着手はいかなる理由であっても一切認められません



補助事業実施期間

本補助事業のすべての手続きは、
補助事業実施期間で実施する必要があります



- ・契約（発注）、納入、検収、支払等すべての手続きを補助事業完了までに行ってください
- ・実績報告書は補助事業完了期限日までに提出が必要です

※実地検査では、必ず検査員の指示に従い、検査に協力する必要があります
この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに必ず従わなければなりません
また、検査員に対する個人攻撃や個人情報の漏洩は、発覚した時点で交付決定を取り消します

事業再構築補助金 ＜第13回公募 応募申請の概要＞

「応募申請の概要」編は以上です
「応募申請の注意すべき重要な点」編についても、ご一読ください

